

【2015 年 10 月 22 日発行】

■ 厚生労働省人事労務マガジン／特集第 117 号 ■

【今号の内容】

- 一億総活躍社会の実現に向けて、国民の皆さまからのご意見を募集しています
- 11 月は「労働保険適用促進強化期間」です
- 締め切りせまる！職場意識改善助成金（テレワークコース・所定労働時間短縮コース）
～助成金を活用して、テレワーク導入、所定労働時間の短縮に取り組んでみませんか？～
- 「地域の特性を活かしたワーク・ライフ・バランス推進セミナー」を開催します
～東京、大阪、福岡、仙台の 4 都市で 11 月から開催～
- 「女性が活躍できる職場を目指して：転勤問題と働き方改革」開催のご案内
～ワーク・ライフ・バランス＆多様性推進・研究プロジェクト 成果報告会～

一億総活躍社会の実現に向けて、国民の皆さまからのご意見を募集しています

厚生労働省では、「一億総活躍社会」の実現に向けた施策づくりのため、「厚生労働省一億総活躍社会実現本部」において、国民の皆さまから意見を募集しています。募集期間は 10 月 21 日から 11 月 6 日までで、電子メールか郵送で受け付けています。全産業の生産性革命の実現、希望出生率 1.8 の実現、介護離職ゼロや生涯現役社会の実現などに関するご意見をお寄せください。

お寄せいただいたご意見は、一億総活躍社会の実現に向けた施策立案の参考といたします。

【お寄せいただきたいご意見や募集に関する詳細はこちら】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000101660.html>

11 月は「労働保険適用促進強化期間」です

労働保険は、労働者が工作中にけがなどを負った場合に必要な保険給付を行う「労災保険（労働者災害補償保険）」と、労働者が失業などをした場合に必要な給付を

行う「雇用保険」の総称です。この労働保険は、労働者を一人でも雇っていれば、事業主は加入手続きを行い、労働保険料を納付しなければなりません。

「労働保険適用促進強化期間」中は、労働保険に加入しなければならないに関わらず、労働保険に加入していない事業主に対して、新聞やインターネットを通じた制度の周知、関係団体などを通じた労働保険への加入促進、各行政機関との連携強化などによって、労働保険への加入促進活動を集中的に行います。

労働保険は、政府が運営する強制保険ですので、手続きを怠っているとさかのぼって保険料を徴収するほか、追徴金を課すことがあります。まだ労働保険に加入していない事業主や、これから事業を始めようと考えている方は、会社の所在地を管轄する労働局または労働基準監督署へお問い合わせの上、早急に加入の手続きをお願いします。

【労働局】

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html>

【労働基準監督署】

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki jun/location.html

また、中小事業主には、労働保険の各種手続や労働保険料の納付に関する事務処理を委託することができる「労働保険事務組合制度」もあります。併せてご利用ください。

【労働保険事務組合制度】

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki jun/hoken/roudouhoken01/kumiai-seido.html

締め切りせまる！職場意識改善助成金（テレワークコース・所定労働時間短縮コース）

～助成金を活用して、テレワーク導入、所定労働時間の短縮に取り組んでみませんか？～

厚生労働省では、テレワーク導入、所定労働時間の短縮などに取り組む中小企業

の事業主を対象に助成金を支給しています。

テレワークコースの締切は12月1日（火）、所定労働時間短縮コースの締切は12月15日（火）です。

この機会にぜひご利用ください。

※予算額の上限に達した場合は、申請期限前であっても終了します。

◆職場意識改善助成金（テレワークコース）

[対象となる事業主]

終日、在宅またはサテライトオフィスで就業するテレワークを、新規に導入する中小企業事業主（試行的な導入も対象）

[対象となる取組の例]

- ・ テレワーク用通信機器※の導入・運用

※Web 会議用機器、社内のパソコンを遠隔操作するための機器など。

なお、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

- ・ 就業規則・労使協定などの作成・変更
- ・ 労務管理担当者に対する研修
- ・ 労働者に対する研修、周知・啓発
- ・ 外部専門家によるコンサルティング（社会保険労務士など）

など

[支給額]

対象となる経費の合計額※ × 補助率（1/2～3/4） 上限額 150 万円

※ 謝金、会議費、機械装置の購入費など

【詳しくはこちら】

職場意識改善助成金（テレワークコース）

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/syokubaisikitelework.html

【問合せ先（テレワーク相談センター）】

電話：0120(91)6479 F A X：03(5577)4582

電子メール：sodan@japan-telework.or.jp

ホームページ：<http://www.tw-sodan.jp/>

◆職場意識改善助成金（所定労働時間短縮コース）

[対象となる事業主]

労働基準法の特例として法定労働時間が週 44 時間とされていて（特例措置対象事業場※）、かつ、所定労働時間が週 40 時間を超え週 44 時間以下の事業場を有する中小企業の事業主

※特例措置対象事業場の範囲

- (1) 商業（物品の販売、配給、保管もしくは賃貸または理容の事業）
- (2) 映画・演劇業（映写、演劇その他興行の事業。映画の製作の事業を除く）
- (3) 保健衛生業（病者または虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業）
- (4) 接客娯楽業（旅館、料理店、飲食店、接客業または娯楽場の事業）

[対象となる取組の例]

所定労働時間短縮のための、

- ・労働者に対する研修、周知・啓発
- ・就業規則・労使協定などの作成・変更
- ・労務管理用機器（タイムレコーダー・IC カードなど）の導入・更新
- ・労働能率の増進に資する設備機器（POS 装置・自動食洗機など）の導入・更新など

※原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません

[支給額]

対象となる経費の合計額※ × 補助率（3/4） 上限額 50 万円

※ 謝金、会議費、機械装置の購入費など

【詳しくはこちら】

職場意識改善助成金（所定労働時間短縮コース）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082311.html>

【問合せ先（都道府県労働局 労働基準部監督課または労働時間課）】

労働局所在地一覧

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

「地域の特性を活かしたワーク・ライフ・バランス推進セミナー」を開催します
～東京、大阪、福岡、仙台の4都市で11月から開催～

働きやすい環境づくりのためには、地域における特性に着目し、地域のイベントなどに合わせて休暇取得促進や所定外労働の削減を図るなど、地域が一体となって、働き方・休み方の見直しに向けて取り組むことも重要です。こうした取組を推進していくためのセミナーを、11月から、全国4都市で開催します。

このセミナーでは、学職経験者による基調講演や、先進的な取組事例の発表・紹介を通じて、地域の特性を活かしたワーク・ライフ・バランスの推進に役立つ情報をご提供します。

このセミナーは、地方自治体のご担当者、事業主、企業の人事担当者、労使団体のご担当者など、どなたでも、参加いただけます。地域での取組、ワーク・ライフ・バランスに関心のある方は、ぜひご参加ください。【参加無料・事前申込制】

[開催概要]

・ 仙台（定員 100 人）

日時：12月9日（水）13:30～16:00

会場：TKP 仙台ガーデンシティ仙台 ホールC（30階）仙台市青葉区中央1-3-1

・ 東京（定員 100 人）

日時：11月11日（水）13:30～16:00

会場：AP 東京 八重洲通り ルームK（11階）中央区京橋1丁目10番7号

・ 大阪（定員 100 人）

日時：11月16日（月）13:30～16:00

会場：阪急グランドビル貸し会議室1・2・3号室 大阪市北区角田町8番47号

・ 福岡（定員 100 人）

日時：11月25日（水）13:30～16:00

会場：A.R.K（アーク）ビル 大ホール 福岡市博多区博多駅東2丁目17-5
A.R.Kビル

【参加申込締切】

会場ごとに締切日があります。詳しくは下記ホームページでご確認ください。
なお、各会場とも定員になり次第、応募を締め切ります。

【詳細・お申込みはこちら】（委託先：株式会社日本能率協会総合研究所）

<https://www.jmar-form.jp/wlb.html>

【参考：働き方・休み方改善ポータルサイト】

<http://work-holiday.mhlw.go.jp/>

「女性が活躍できる職場を目指して：転勤問題と働き方改革」開催のご案内
～ワーク・ライフ・バランス&多様性推進・研究プロジェクト 成果報告会～
(中央大学ビジネススクール研究事業)

ワーク・ライフ・バランス&多様性推進・研究プロジェクトは、中央大学ビジネススクールに研究拠点を置き、参加企業と研究者が共同で、人材の多様化への対応を行うという観点から、企業におけるワーク・ライフ・バランス推進と働き方の関係などについて、調査研究の重要性を踏まえた取組を展開しています。

今回の成果報告会では、女性活躍推進法の制定、育児介護休業法の改正などの動きも踏まえ、企業の喫緊の課題である「女性が活躍できる職場」の実現を目指す取組について、最新の研究成果を報告し、今後の課題や方向性を検証します。

企業や自治体のワーク・ライフ・バランスや女性活躍推進のご担当の方は、ぜひご参加ください。

日 時：11月20日（金） 13時00分～17時30分（受付開始12時00分）

会 場：中央大学駿河台記念館（東京都千代田区神田駿河台3-11-5）

対 象 者：企業の人事ご担当者やワーク・ライフ・バランスやダイバーシティ推進担当者、自治体のワーク・ライフ・バランスや女性活躍の推進など企業支援担当者など

定 員：360人

申込締切：11月6日（金） 先着順。定員になり次第、応募を締め切ります。

【詳細・お申込みはこちら】

プログラム詳細（PDF）

<http://c-faculty.chuo-u.ac.jp/~WLB/material/pdf/seminar2015.pdf>

申込みフォーム

<https://inquiry.chuo-u.ac.jp/cbs02/>

★配信停止の手続き <https://krs.bz/roumu/m?f=8>

★バックナンバー <http://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>

★登録に関するお問い合わせ <https://krs.bz/roumu/m?f=11>

★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」へリンク） <https://www-secure.mhlw.go.jp/getmail/getmail.html>

★編集：厚生労働省

- 当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用しています。
- 登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の人が間違えて登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。
- 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。
- 携帯メールなどには対応しておりません。
- 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
- 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。

=====